

第3部

基本計画



第1章

市民が主役となるまちづくり

私たちのまちは私たちが創る **輝きの森** を育てよう



ともにめざす輝きの森の姿

指標名	現況	年度		目標	年度	備考
まちづくり協議会の主な実施事業数(平均)		H17	▶	20事業	H23	現況(H17)は設立段階
市内の特定非営利活動法人(NPO法人)の数	22法人	H17	▶	50法人	H23	滋賀県知事認証の法人数
市ホームページの年間アクセス件数	30,492件	H17	▶	50,000件	H23	
ケーブルテレビの加入件数	15,946件	H18	▶	20,000件	H23	現況(H18)は12月1日現在
国際・国内交流に関する市民ボランティア(会員)の登録者数	296人	H17	▶	470人	H23	
人権のまちづくり協議会主催の町別懇談会への年間参加延べ人数	6,916人	H17	▶	8,500人	H23	
各種審議会や委員会における女性委員の割合	33.7%	H17	▶	40.0%	H23	東近江市女性登用状況調査
「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に賛成する人の割合	男 58.2% 女 37.9%	H17	▶	男 20.0% 女 20.0%	H23	東近江市男女共同参画社会をめざす住民意識調査

1 市民主体のまちづくり自治システムの構築

現状と課題

市民主体のまちづくりを進めるにあたって、自治会などの地域コミュニティには重要な役割が期待されます。現在、市内においては380の自治会（住民自治組織）を核として、防災・防犯や環境美化、健康づくり等、多様なまちづくり活動が行われています。また、14の自治会連合会が組織され、市ではこれらの活動への支援を行っています。一方、自治会が組織されていない地域があることや、自治会加入率低下の問題、各自治会の規模に開きがあることが課題となっています。

また、本市では市民主体の自治システム構築に向け、多様な地域課題に対し横断的に対応する活動母体として、市内14地区を単位とした「まちづくり協議会」が設立されており、市では本庁及び各支所に地域振興担当職員を配置するなど、運営や事業実施を支援しています。各協議会では地区まちづくり計画の策定のほか、広報紙の発行、地区イベントの開催など、市民生活に密着した活動が展開されています。

今後は、まちづくり協議会の趣旨を、広く市民の皆さんに理解していただくことが必要です。また、まちづくり協議会が円滑に運営されるためには、その自治システムとしての位置づけの明文化や地区の実情に応じた区域設定の再検討、自治会連合会など既存団体との連携強化を図るとともに、将来的には、各協議会が公共施設の管理運営や公共サービスなどの事業を、行政から受託できる力量のある組織となる必要があります。

また、旧八日市市においては、これまで地区公民館が、社会教育活動のみならず各地区のまちづくりの拠点としての役割を担ってきました。このため、公民館をコミュニティセンターとして位置づけ、その運営体制や機能の充実を図ることが求められています。

一方、環境や福祉など目的に応じて組織されたNPOやボランティアなどの市民活動団体は、新たなまちづくりの担い手として社会的役割が期待されています。今後は、まちづくり協議会やこれらの団体との協働を推進するため、協働のまちづくり基本指針をもとに、まちづくり活動に対する支援システムや活動拠点の確保などを、市民との共通理解の中で具体化していくことが必要です。また、協働によるまちづくりを進めるためには、市民と行政が情報の共有化を図ることが大切であり、行政の積極的な情報公開と一層の市民参加を進める必要があります。

基本的方向

一人ひとりが自らの能力を発揮し、まちづくり活動を展開できる、市民が主役となるまちづくりへの取り組みを推進します。

市民が主体となるまちづくり協議会の設立により、地域課題の解決や地域の個性を活かしたまちづくりを進めるとともに、市民、NPO、まちづくり協議会など多様な主体が公共サービスの担い手として活動できる環境を創出し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

魅力ある地域社会を形成するため、地域の資源や地域特性を活かしたコミュニティ単位のまちづくり活動を支援します。

市民の取り組み

身近な地域の課題やまちづくり活動に関心を持ち、自分達でできることを考え、行動しましょう。
まちづくり協議会や地域のコミュニティ活動に積極的に参加しましょう。
地域住民の一員として進んで自治会に加入し、自治会活動に積極的に参加しましょう。
各団体やグループの活動を通じて、まちづくりにつながるものを探しましょう。
団体やグループ間相互の連携を図り、より効率的、効果的にまちづくりを進めましょう。

行政の取り組み

1 自治会など地域コミュニティへの支援

地域の自治システムを充実させるため、自治会加入の積極的な啓発に努めます。
自治ハウス整備事業をはじめ、地域の実情に応じた自主的、主体的なまちづくり活動を支援します。
自治会連合会と連携を図り、協働によるまちづくりに努めます。
自治会活動を推進するため、各種情報提供に努めます。

2 まちづくり協議会への支援

まちづくり協議会の運営を支援します。
地域振興担当職員の配置や公民館など活動の拠点となる施設機能の充実を図ります。
行政サービスの実施手法の見直しを進め、まちづくり協議会との連携を推進します。

3 (仮称)まちづくり条例の制定

市民主体のまちづくりを進めるため、協働のまちづくり基本指針をもとに、「(仮称)まちづくり条例」の制定をめざします。

4 多様な市民活動への支援

NPOの設立や運営を支援します。
市民活動団体などとの協働を推進し、まちづくり活動を支援します。
まちづくり協議会をはじめ、各団体への事業委託を進めます。

5 情報提供の推進

広報紙、ホームページの一層の充実とケーブルテレビの活用により、幅広い年齢層に



まちづくり協議会による資源回収活動

わかりやすく、利用しやすい情報の提供に努めます。

6 幅広い市民参加の促進

市民の意見を反映した施策を推進するため、パブリックコメントの実施や各種委員の一般公募などを推進します。

市長への手紙や各種懇談会の実施など広聴システムの充実に努めます。



まちづくり協議会による「近江商人・街並み灯り路」



2 地域の一体感を生む市民交流の推進

🌿 現状と課題

近年、情報通信技術の進展や交通体系の整備などにより、市民生活は広域化・多様化してきており、市内における各地域の垣根は低くなりつつあります。一方で、合併前の旧市町においては、歴史や自然など地域の特性を活かした個性あるまちづくりに取り組んできた結果、地域に対する誇りや愛着もあります。このような中、東近江市として一体感のあるまちを創るためには、各地域で培われてきた文化やまちづくりの取り組みを継承・再評価すると同時に、自らが住んでいる地域以外との交流によって新たな発見をし、これまでと違う視点でのまちづくりを進めていくことが必要です。

しかし、誕生して間もない本市では、様々な情報が、市全体の情報として全市域、全市民に行き渡っていない現状も見られ、市民相互の情報の共有が課題となっています。今後、地域や市民の交流を進め、一つの市としての一体感を生むためには、統一した情報をより早く、より多くの市民にわかりやすく伝えることができる情報提供手段の確保と、行政をはじめ市民や団体が地域の情報を提供し、発信できるシステムの充実が必要となっています。

また、本市では数多くのNPOやボランティア団体により、福祉や環境をはじめ様々な分野において多彩な市民活動が展開されています。さらに、市民の文化活動への関心も高く、地域の公民館を中心に活発な生涯学習活動が行われています。このような状況の中、市民がいつでも、誰とでも気軽に学び、語り合い、様々な活動や交流・情報交換ができる市民活動の拠点となる施設の整備充実が求められています。

🌿 基本的方向

市民や企業などあらゆる立場からの参加による地域の枠を越えた交流により、新たな地域文化を創造し、東近江市民としての意識の高揚と地域の活性化を図り、一体感のあるまちづくりを進めます。

広報紙やホームページ、ケーブルネットワーク事業などを通じて、きめ細かな行政情報や地域情報の提供に努め、地域・市民間の交流や地域コミュニティづくりを促進します。

多様な市民活動や市民交流を支援する機能を備えた拠点施設の整備を推進します。

🌿 市民の取り組み

各地域の文化や市民主催の取り組みに関心を持ち、理解を深めましょう。

地域の交流・連携を深める各種イベントなどに積極的に参加しましょう。

広報紙やホームページ、ケーブルテレビを通じて地域情報の共有を図りましょう。

各地域の団体や自治会と積極的に交流を進めましょう。

インターネットやケーブルテレビなどを用いて、自分たちの地域の様々な情報を発信しましょう。

行政の取り組み

1 交流機会の創出

各地域で行われている各種イベントや事業の連携を進めます。

イベント事業の見直しや再編に取り組むとともに、全市的なイベントの創出を図ります。

各種団体の交流や共同活動を促進します。

生涯学習や地域活動、福祉活動、経済活動など様々な活動を通じた市民交流を促進します。

2 情報基盤の活用

広報紙やホームページ、ケーブルネットワーク事業を通じて、行政サービスの情報や生活関連情報、議会中継、全市的なイベント中継など様々な情報を提供します。

ケーブルテレビについては、イベントの話題やまちづくり情報など、地域に密着した市民参加による番組編成に取り組み、市民や団体の情報受発信拠点としての役割を担えるよう、東近江ケーブルネットワーク株式会社との連携、支援に努めます。

3 市民活動の拠点の整備

市民のニーズやまちづくりのコンセプトに沿った市民活動総合拠点施設の整備を図ります。

地域コミュニティや市民活動の場として、支所など公共施設の活用を検討します。



ケーブルテレビの取材風景



ケーブルテレビの番組風景

3 多様な交流活動の展開

現状と課題

留学や観光、ビジネスでの海外渡航をはじめ、産業や文化活動などにおける諸外国との交流が活発となった今日、人々の交流機会は格段に広がっています。本市においても、国内外の様々な都市との交流を行い、まちづくりや人づくりに活かす取り組みを進めてきました。

このうち、国際交流については、合併以前より各市町で姉妹都市などの提携を結んでいたマーケット市（アメリカ）、テーバー町（カナダ）、場岩面（韓国）、常徳市（中国）、レットビック市（スウェーデン）や文化交流協定を結んでいた統營市（韓国）との交流を引き継ぎ、平成18（2006）年度までにすべての都市と再調印を交わしました。交流事業としては、隔年の使節団相互派遣や留学生派遣、研修生の受け入れなどを行っています。国内交流についても、各市町で実施していた交流事業の一部を引き継いでおり、豊かな自然や田園が広がる地域性を活かし、交流・体験活動を通じた農村交流も行われています。

今後は、いずれの交流においても、市民自らが企画・運営していく仕組みづくりや交流活動の促進とともに、それらの活動に対する支援が必要です。

一方、市内には総人口の約3.4%にあたる約4千人の外国人が暮らしており、すべての市民がともに暮らしやすい地域づくりが求められています。こうした中、本市では、これまで市民ボランティアによる在住外国人のための日本語教室や、国際交流協会による在住外国人との交流事業が実施されてきました。しかし、多言語による情報提供や生活支援の体制がまだ十分とはいえず、暮らしの中で様々な課題が生じているため、多文化共生のまちづくりに向けた総合的な施策が求められています。

国籍別外国人登録者数

（単位：人）

総数	ブラジル	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	ペルー	その他
3,976	2,703	323	312	260	185	193

資料：市民課（平成18年4月1日現在）

基本的方向

交流の目的を友好親善から発展させるとともに、国内外の都市との交流を市民主体のものとして推進するため、市民や民間団体が中心となる交流活動の充実を支援します。

互いの文化や習慣の違いを認め合い、在住外国人も共に地域社会の構成員として生活できる多文化共生のまちづくりをめざします。

市民の取り組み

国内外の都市との交流事業に積極的に参加しましょう。

互いの文化や習慣の違いと個性を認め合って、在住外国人との交流に努めましょう。

行政の取り組み

1 多様な交流の推進

各地域で行われてきた国内交流や国際交流を全市民のものとして実施するとともに、時代に即した交流活動に努めます。

市民が主体となる交流へ向けて、国際交流協会をはじめとする市民活動を支援します。

姉妹都市などとの交流や各種国際交流活動を通じて、国際的な視野を持った人材の育成に努めます。

豊かな自然など地域の特性をテーマにした都市と農山村の新たな交流活動をめざします。

2 多文化共生のまちづくり

すべての市民が暮らしやすい地域づくりを進めるため、多言語による情報提供や生活支援に取り組みます。

国際交流協会との連携を図り、参加しやすい国際交流事業を通して在住外国人との交流を進めます。

市民による多文化共生の取り組みが円滑に行われるよう、在住外国人の支援者・理解者の活動などを支援します。

多文化共生への理解を深めるため、広く市民に向けた啓発を図ります。



マーケット市との姉妹都市協定調印式



国際ふれあいパーティー

4 お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

現状と課題

互いの人権を尊重することは、人が人として尊ばれ、幸せに生きていくための大切なルールです。しかし、私たちの身のまわりには、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・在住外国人などの人権に関わる様々な問題が存在しています。また、人々の価値観が多様化し、社会が複雑化する中で、ドメスティック・バイオレンスをはじめとして、児童や高齢者などへの虐待、子どもたちとのいじめなど、深刻な人権問題も発生しています。

すべての人の人権が守られる社会を築いていくためには、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権についての意識を高め、日々の生活の中で人権を尊重する実践を積み重ねていくことが重要です。

本市では、こうした取り組みを効果的に推進するために、「東近江市人権尊重のまちづくり条例」を基本とし、各種団体、ボランティア等による自主的、主体的な活動との連携を図っています。なかでも、「人権のまちづくり協議会」は、市民と行政のパートナーシップにより人権のまちづくりを推進する地域協議会として、地域の実情や課題に対応しながら、町別懇談会をはじめとする各種活動を展開しており、着実にその成果を上げています。今後は、より主体的な活動に向けて、地域における人権啓発リーダーの育成を図る必要があります。

また、人権啓発や福祉の向上、市民交流などの拠点となる地域総合センターでは、地域住民をはじめ周辺地域住民の教育・文化の向上や就労への支援、各種相談活動等を行っています。人権に関する相談については、当事者の立場にたった、きめ細かな相談活動の一層の充実が必要です。

企業に対する人権啓発については、窓口担当者の配置を依頼するとともに、企業訪問による啓発や研修会開催に伴う講師派遣などを行っています。今後は企業自らが正しい理解と認識のもと、計画的・継続的な取り組みを行えるよう啓発を行っていくことが必要です。

市民相談については、一般相談をはじめ、心配ごと相談、行政相談、法律相談など、日常生活における身近な事柄から専門的な事柄まで多岐にわたって対応しており、課題の解決に向けて、相談体制の一層の充実を図っていくことが必要です。

基本的方向

女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・在住外国人などの人権に関わる課題の解決のため、市民・企業・行政の連携を図るとともに、「東近江市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、すべての人の人権が守られる社会をめざします。

日常生活を営むうえで最も重要な基本ルールとして、人権を考えることができるよう、市民や企業・事業所への人権教育・啓発活動を推進するとともに、人権相談体制の充実を図り、人権の擁護に努めます。

地域の人権啓発リーダーなど人材の育成を図り、市民が主体となった人権啓発活動を推進します。

市民の取り組み

身近な生活の中にある人権課題の解決に主体的に係わりましょう。
 地域や職場において人権学習を行い、みんなで人権意識を高めましょう。
 人権の尊重がすべての市民生活の基本であることを認識しましょう。

行政の取り組み

1 人権尊重の取り組み

人権擁護委員・人権擁護推進員など、市民による人権擁護の活動を支援します。
 隣保館運営推進協議会との連携による地域課題の解決に取り組みます。
 人権相談体制の充実を図り、人権の擁護に努めます。

2 人権教育・市民啓発と人材育成の推進

人権意識の高揚と人権尊重の実践的態度を育成するため、人権教育・啓発活動を推進します。
 「人権のまちづくり協議会」を支援するとともに、より主体的に活動を展開できるよう、あらゆる機会をとらえて地域の人権啓発リーダーなど人材の育成を図ります。

3 企業に対する人権啓発の推進

企業の人権研修を一層進めるため、窓口担当者の設置を促すとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を推進します。
 企業の人権教育を推進するため、基本方針の策定や推進組織の設置など企業自らの推進体制づくりに向けた啓発を行います。

4 市民相談の充実

市民相談体制の充実を図るとともに、各種の相談窓口の連携を強化し、課題の解決に向けて適切かつ迅速な対応に努めます。



人権ふれあい市民のつどい

5 一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現

現状と課題

本格的な少子高齢社会を迎え、社会経済状況の変化など私たちを取り巻く環境が急速に変化する中で、誰もが安心して暮らせ、また、市民一人ひとりが主役となる活気に満ちた社会をつくることが重要な課題となっています。そのためには、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、誰もが多様な価値観を認め合いながら、家庭・地域・職場等で個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが求められています。

こうした中、本市では「東近江市男女共同参画推進計画～ともに築く未来プラン～」を策定し、各種の講座やフォーラムの開催、男女共同参画推進協議会や地域に根ざした男女共同参画を推進するリポーターの設置など、市民との協働体制により男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行っています。

しかし、平成17(2005)年度に実施した「東近江市男女共同参画社会をめざす住民意識調査」の結果をみると、「男は仕事、女は家事・育児」といった考え方に賛成する市民が多くみられます。周囲の環境や人々のライフスタイルは日々変化しているにも関わらず、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、また、地域や職場においても男女が平等ではない状況もみられます。

今後は、男女共同参画に向けた旧市町でのこれまでの取り組みを活かしながら、それらが全市的な取り組みとなるよう、市民との協働体制の中で連携を図る必要があります。また、地域・職場や団体・グループ等を通じた市民意識の啓発や市民リーダー育成など、推進のための環境づくりが必要です。

さらに、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間の暴力などの問題解決に向けて啓発を行うとともに、国・県などの関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図る必要があります。

基本的方向

男女が性別に関わりなく個性や能力を発揮でき、喜びと責任をわかちあうことで、一人ひとりが輝く男女共同参画社会を実現するため、「東近江市男女共同参画推進計画」に基づき、家庭・地域・職場等、社会全体における総合的な取り組みを推進します。

一人ひとりが自立しながら、ともに男女共同参画社会をめざすために意識を高め、正しい理解を促す環境をつくります。

誰もが多様な生き方を選択でき、安心して暮らせるよう支援体制を充実します。

市民の取り組み

「女だから」、「男だから」、「ずっとこうしてきたから」という意識が、一人ひとりの可能性や行動を狭めていないか見つめ直してみましょう。

男女がともに支え合い、住みよい社会をつくっていきましょう。

行政の取り組み

1 男女共同参画に向けた市民の意識づくり

講座やフォーラムの開催のほか、広報やメディア等を活用し、地域・学校・職場において、あらゆる機会を通じ、男女共同参画の視点にたった意識づくりに取り組みます。

男女が互いの性と生涯を通じた心身の健康についての理解を深め、互いを尊重できるよう知識の普及と啓発に努めます。

2 男女共同参画に向けたしくみづくり

各種審議会委員や団体の役員など、政策立案・方針決定過程の場に女性の参画拡大を図るとともに、様々な分野での男女共同参画を促進します。

男女の社会参加と育児・介護の両立のための環境整備に努めます。

ドメスティック・バイオレンスをはじめとする、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた教育や啓発を進めるとともに、各種相談窓口や関係機関との連携強化により、相談・支援体制の充実を図ります。

3 男女共同による住みよい社会づくり

家庭・地域・職場等における男女の固定的な役割分担意識を見直し、家庭生活と仕事、地域活動の両立に向けた啓発に努めます。

職場における男女の雇用機会の均等が確保され、多様で安心して働くことができる就業環境づくりをめざして、関係機関と連携し企業などに働きかけます。

男女共同参画社会に向けた地域における活動を促進するため、市民リーダーを育成し、市民との協働により取り組みを進めます。



男性料理教室

